

作成日 令和8年4月21日

令和8年度 施行

首都圏飲食店芽室スペシャルコース造成委託

(魅力創造課魅力発信係)

公示用

首都圏飲食店芽室スペシャルコース造成委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
令和8年度シェフツアー					
シェフ招聘費(1人/1店舗)		6	人		
PR業務及び撮影費		6	カ月		
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

首都圏飲食店芽室スペシャルコース造成委託 仕様書

1 業務委託名称

首都圏飲食店芽室スペシャルコース造成委託

2 目的

芽室町産食材の認知度向上と販路拡大を目的とし、首都圏飲食店のシェフを芽室町に招聘し、首都圏飲食店で提供される芽室町産食材を活用したスペシャルコースの造成及びプロモーションを行う

3 委託期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

4 業務の実施

- (1)受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること
- (2)受託者は、業務の実施にあたり、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (3)受託者は、業務実施状況の報告として、業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、委託者に対して報告すること。
- (4)受託者は、本委託業務の主たる部分を第三者に再委託してはならない。
- (5)受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合、あらかじめ委託者に書面により報告し、承認を得ること。
- (6)本仕様に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務の内容

芽室町内でシェフツアーを実施し、芽室町産食材の視察及び選定を行い、首都圏飲食店で提供可能な芽室スペシャルコースの造成及びプロモーションを行う

(1) 招聘店舗

首都圏飲食店（客単価 10,000～30,000 円程度） 6店舗を招聘。

(2) シェフツアーの実施

1泊2日の行程で芽室町産食材及び生産者等の視察、選定を行う。
シェフツアーに伴う交通費等についても委託料に含む。

(3) プロモーションの実施

芽室スペシャルコースを提供する首都圏飲食店の魅力を多くの方に知ってもらうためのプロモーションを行う。

(4) その他

首都圏飲食店における生産者と食材仕入れにおける各店舗との調整は受託者において行う。

その他、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定する。

6 成果品

成果品は、次のものを提出すること。

- (1)業務完了報告書
- (2)首都圏飲食店 6 店舗で提供可能な芽室スペシャルコースの造成結果報告書
- (3)プロモーション活動実施報告書

7 注意事項

- (1)受託者は、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2)成果品の所有権、著作権及び利用権は、委託者に帰属するものとする。
- (3)本業務により得られた成果品、資料や情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写及び漏えいをしてはならない。
- (4)業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正や補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。